

仕様書

I. 件名

「CNF 材料の LCA 評価プロジェクト」に係る事業関連動画の制作等業務

II. 業務の目的

セルロースナノファイバー(以下「CNF」という。)は、カーボンニュートラルの実現に大きく貢献できる新たな材料の一つであり、早期の社会実装・普及が期待されている。2023 年 5 月から、CNF 材料の LCA 評価プロジェクトとして、手法の検討と評価を開始し、主要事業者との連携が進んでいる。

今回、事業紹介動画の作成、及び各種展示会等での活用、各種メディアからの発信により、広く一般への認知度の向上と、関連事業者の支援、CNF 材料の社会実装の加速を図り、カーボンニュートラル(CN)実現への取組みを推進することを目的とする。

III. 動画制作対象

受注者が制作する動画の対象(2 本)は以下のとおり。

| | 動画概要 | 動画の対象事業(紹介事業) |
|---|---|--|
| 1 | ① 大学での研究活動等の紹介 ② ライフサイクルアセスメント(LCA)、産業連関分析(IOA)等の解説 ③ 参加事業者紹介 【キーメッセージ】 未来を変える CNF 【目的】 ビジネスインパクトを一般に伝え、参入事業者の PR により支援する (5～8 分版、1 分版(編集)、日本語版) | セルロースナノファイバー材料の Life Cycle Assessment(LCA)評価手法の検討と評価 (P20009 (23200311-0)) |
| 2 | ① 学校給食の食器、カトラリーへの採用(子供画像) ② CN に取り組まない将来像 地球温暖化、環境汚染、飢餓 ③ CN の取組の重要性 ④ インフルエンサー(2 名以上)によるメッセージ 【キーメッセージ】 子供たちの未来を守る 【目的】 環境材料としての CF の有用性と、今取り組むことの必要性を訴求。小学校給食カトラリーへの使用などの話題を活用する。 (5～8 分版、1 分版(編集)、日本語版) | セルロースナノファイバー材料の Life Cycle Assessment(LCA)評価手法の検討と評価 (P20009 (23200311-0)) |

IV. 提供物

発注者からの提供物は以下のとおり。提供日については、契約締結後、発注者と調整すること。

1. 概要説明資料

事業に関する説明図、画像、説明に必要なキーワード等を示した日本語資料を提供する(PDF 形式)。

2. 事業動画

必要に応じて、素材として、事業の既存の動画の編集用データを提供する。(MP4 形式又は MOV 形式)

3. オープニング動画及びクロージング動画

動画の開始時及び終了時に挿入する動画を提供する。(MP4 形式又は MOV 形式)

4. CNF のシンボル画像の作成指示書(PDF 形式)

5. NEDO デザインマニュアル(PDF 形式、ai 形式)

V. 業務概要

受注者が行う業務の概要は以下のとおり。

| | 2023 年度 | 2024 年度 |
|---------------------------|-------------|-------------|
| 1. 実施計画書の作成・更新及び進捗管理 | ○ | ○(更新及び進捗管理) |
| 2. 人員の配置 | ○ | ○ |
| 3. 撮影作業 | ○(3カ所前後を予定) | ○(7カ所前後を予定) |
| 4. 動画(CG、アニメーション含)の編集及び制作 | ○ | ○ |
| 5. 動画等に使用するシンボル画像の作成 | ○ | — |
| 6. その他付帯業務 | ○ | ○ |

VI. 業務の詳細

受注者が行う業務の詳細は以下のとおり。

1. 実施計画書(スケジュール案を含む)の作成・更新及び進捗管理

受注者は、以下のとおり実施計画書の作成、進捗管理等を行うこと。

- (1) 契約締結後速やかに発注者とキックオフミーティングを実施すること。キックオフミーティングでは、スケジュール案、動画の企画構成、撮影対象、撮影方法及び業務進捗状況が可視化可能な形式の実施計画書を作成し、発注者へ提出し、発注者の了承を得ること。
- (2) 実施計画書は、発注者が別途指示する撮影対象について、発注者が別途指示する日までに全ての撮影を終了する内容とすること。また、撮影等の日程については、発注者と協議のうえ決定すること。
- (3) 実施計画書の内容に即した進捗管理を随時行うこと。
- (4) 実施計画書は、業務の進捗状況に応じて随時更新するとともに、1週間に1回程度、発注者に更新した実施計画書の報告等を行うこと。
- (5) 実施計画書に変更が生じる場合は、変更理由と対応策を発注者に報告し、発注者の了承を得たうえで実施計画書の更新を行い提出すること。

2. 人員の配置

受注者は、以下のとおり人員を配置すること。人員の選定及び人数の確定にあたっては発注者の了承を

得ること。(7)ナレーターを除き、必要人員に応じて各役割を兼務することも可とする。

(1)統括責任者

本業務に係る全てを管理監督する統括責任者を1名配置すること。統括責任者は、業務進捗状況を把握したうえで、ディレクター、カメラマン、撮影補助者、動画エディター、専門ライター、ナレーター等の制作担当実務者に発注者又はNEDOの事業担当者の意図を明確に伝えて指示できる者とする。

(2)ディレクター

全ての動画制作業務に対して、発注者及び取材先との調整や取材対応を監督するディレクターを1名以上配置すること。ディレクターは、発注者の意図を汲んだうえで最適な動画表現を選定し、カメラマン、撮影補助者、動画エディター等に指示を行い、業務進捗管理を行うこと。また、ディレクターは取材に同行し、原則としてミーティングに出席すること。

(3)カメラマン

取材時に動画撮影を行うカメラマンを1名以上配置すること。カメラマンは、被写体に対して、魅力的に撮影することが可能な技術的知見と実績を有すること。必要に応じてドローン撮影を実施することが可能であること。

また、各取材先の業務内容及び本動画制作の目的を十分理解している者とし、現場での撮影段取りができる者とする。

(4)撮影補助者

ディレクター及びカメラマンの指示に従い、撮影を補助する者を1名以上配置すること。撮影補助者は、指示に従い適切に対応する者とする。

(5)動画エディター

動画編集・データ処理等を行う動画エディターを1名以上配置すること。動画エディターは、取材や制作された動画素材及び発注者から提供された事業動画・概要説明資料を企画や構成に沿って放映枠の長さに編集し、字幕などの動画処理、音声処理を効果的に行える実績を有しており、発注者の業務内容及び本動画制作の目的を十分理解している者とする。

(6)専門ライター

企画、取材及びナレーション原稿の作成を行う専門ライターを1名以上配置すること。専門ライターは、発注者の業務内容、本動画制作の目的及び紹介する研究開発事業の内容を十分理解している者とする。

(7)ナレーター

必要に応じて、日本語ナレーターを1名以上配置すること。ナレーターは、ナレーション業務の経験者であること。アナウンサー等を起用しても良いものとする。

3. 撮影作業

(1)受注者は、Ⅲ. について撮影を行うこと。

なお、事業実施者と事前打ち合わせを行ったうえで撮影内容及び方法を検討し、発注者の了承を得ること。また、撮影内容に応じて、必要な機材を準備するとともに必要な撮影許可等を事前に取得すること。

(2)自然災害の影響等により、取材先に訪問し、カメラマンによる撮影を実施できない場合は、現地取材に十分に代替となり得る他の方法を提案すること。

4. 動画(CG、アニメーション含む)の編集及び制作

受注者は、以下のとおり動画(CG、アニメーション含む)を編集及び制作すること。

(1)企画及び構成立案

- ① 発注者が提供する概要説明資料等(各事業に関する説明文章及び説明図、画像データ、動画データ等)の素材を基に、発注者と協議のうえ、構成案を絵コンテ等により作成し、発注者の了承を得ること。なお、構成案の修正は3回までとする。
- ② 制作する動画は、長さはそれぞれ5~8分程度とし、視聴者の関心を引き、伝わりやすい表現を用い、構成案に沿って工夫して制作すること。修正は最終版までの間、発注者及びNEDOの事業担当者が3回、受注者が3回までとする。
また各動画について、それぞれ1分の編集版を作成する。
- ③ 制作する動画には、各事業の研究開発内容等の紹介と併せて、発注者が指示する場所で撮影した動画やインタビューを含めること。
- ④ 現物写真や現物動画での描写が難しい部分について、CGや簡易なアニメーション等を制作すること。受注者がイラストや写真等を用意する場合は、著作権フリーのものを使用すること。
- ⑤ 著作権フリーの音楽やナレーターによるナレーション等を効果的に使用して制作すること。
- ⑥ 発注者が提供する情報を基に、日本語字幕に表示する説明文案を作成すること。字幕を作成し、発注者と協議のうえ動画の適切な位置に挿入すること。
- ⑦ 制作する動画は、発注者が開催する各種セミナーやYouTube等にて今後も継続して活用できるよう考慮して制作すること。
- ⑧ 動画ごとに内容を効果的に伝えるサムネイル画像を1点制作すること。
- ⑨ 冒頭及び画面へ常時、発注者が提供するロゴを挿入すること。
- ⑩ 必要に応じて5. で作成するシンボル画像を動画に挿入し活用すること。また、オープニング用としてシンボル画像を活用したCG動画を作成すること。
- ⑪ 発注者のロゴの使用に際しては、「NEDOシンボルマーク管理基準」を遵守すること。事業実施者のロゴマーク等を使用する際は、事業実施者ごとの使用規程等を遵守すること。
- ⑫ エンディングに発注者が指示する制作・著作クレジットを入れること。

(2)動画の構成概要

次の①~④の要素を含んで構成すること。④については、別途発注者からデータを提供するため、動画の始めと終わりに接続すること。

なお、詳細なシーン構成等については、発注者が別途提示するシナリオ(案)を参考にすること。

① テーマの概要

必要に応じてCG等を活用したアニメーションを制作して紹介すること。

シンボル画像を活用したオープニング用CG動画を作成すること。

② 研究開発、デモ、成果物等の動画

撮影した動画及びIV. 1. で提供する情報を用いて、事業における研究開発内容や効果等をわかりやすく紹介すること。必要に応じて4. (1)③で指示した事業実施者やNEDOの事業担当者のインタビュー動画も動画に含めること。

③ 社会実装や将来展望について

④ オープニング、クロージング

(3) 動画の制作(オープニング用 CG 動画を含む)

(1)及び(2)に基づき、以下のとおり動画を制作すること。

① 制作する動画はⅦ. で示す納入期限を考慮して、制作した動画の見本(以下「ラッシュ」という。)を発注者に提供すること。また、提供の方法は発注者が確認可能な形式とすること。

② 発注者がラッシュを確認後、発注者からの指示を踏まえて、動画の編集を行うこと。編集後の動画は、試写等により発注者の了承を得たうえで、最終版を制作すること。なお、編集動画の修正は、発注者が別途提示するシナリオ(案)に基づき各シーンにつき3回までとする。

(4) ナレーション及び字幕の制作

(1)⑤のナレーション原稿に基づいたナレーションと、ナレーション及び(1)⑥の日本語字幕に表示する説明文案に基づいた字幕を制作し、動画に挿入すること。字幕は適切な位置に表示すること。

(5) データの作成

以下のとおり、データを DVD-R 等に記録して作成すること。

① 完成データ:各2部

解像度 1,920×1,080 ピクセルとすること。

MP4 形式又は MOV 形式とすること。

② 編集用データ:各2部

①完成データにナレーション、字幕、BGM 等を入れていない編集用データを作成すること。

(6) サムネイル画像の制作

各動画について、YouTube の NEDO Channel 等に掲載できるように、サムネイル画像を JPEG 形式で制作すること。

5. 動画等に使用するシンボル画像の作成

動画等に使用する CNF のシンボル画像の作成を行うこと。

(1) 作業日程

受注者は、受注後速やかに発注者と打ち合わせを行い、シンボル画像作成の作業スケジュール案を作成し、発注者の了承を得ること。

(2) デザイン

発注者が提供するⅣ. 4. に基づき、シンボル画像デザインを2種類(各日本語版・英語版の2種類を作成する)作成すること。なお、デザインを決めるにあたり、事前に6種類のデザイン案を提出すること。

① デザイン

(a) シンボル画像①(日本語版・英語版)

(b) シンボル画像②(日本語版・英語版)

② 校正

校正回数は PDF 形式で、業者校正3回、発注者校正2回迄とする。

作業開始時及び作業の進捗に応じて、発注者とのミーティングを実施すること。また、発注者の了解を得てデザイン完成とすること。

(3) 電子データの作成

① 電子データ

(a) 版下データ

ア. Windows 版 Adobe Illustrator 形式 (CS6.0 以上のバージョン) とし、再編集可能であること。

イ. ア. が CC 以上のバージョンの場合は、Windows 版 Adobe Illustrator 形式の CS6.0 のバージョンで再編集可能なものも作成すること。

ウ. フォントをアウトライン化したデータと、アウトライン化しないデータの 2 種類のデータを作成すること。

エ. フォント一覧表を作成すること。

(b) PDF データ

(a) ア. の版下を基に、以下のとおり PDF データを作成すること。

ア. X1a 形式 (ただし、X4 形式に対応している場合は併せて納入すること)。

イ. トンボ付きであること。

(c) JPEG データ

(a) の版下を基に、以下のとおり JPEG データを作成すること。

ア. トンボ無しであること。

イ. 大型ディスプレイに表示した場合及び印刷した場合に十分判別可能であること。

(4) 商標権等の登録状況の確認

作成したシンボル画像が他者の権利等を侵害していないか、発注者が使用を差し止められることがないよう、先行商標調査等必要な調査を実施すること。

(5) データの作成

① DVD-R 等の電子媒体で 2 組の電子データを格納すること。

なお、レーベル面には、以下の項目を印刷すること。

ア. 制作年月

イ. 作成時の OS

ウ. 使用アプリケーション及びバージョン

6. その他付帯業務

1. から 5. に付帯する業務を行うこと。

Ⅶ. 納入物及び納入場所

1. 納入物

本業務における納入物の名称、本仕様書上の記載箇所及び納入期限は下表のとおり。

| 項番 | 名称 | 掲載箇所 | 納入期限 |
|----|----------|----------|------------|
| ア | 構成案 | Ⅵ.4.(1)① | 2024年3月6日 |
| イ | シンボル画像 | Ⅵ.5. | 2024年3月22日 |
| ウ | 完成データ一式 | Ⅵ.4.(5)① | 2024年6月18日 |
| エ | 編集用データ一式 | Ⅵ.4.(5)② | 2024年6月18日 |
| オ | サムネイル | Ⅵ.4.(6) | 2024年6月18日 |

2. 納入場所

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー19階

NEDO 材料・ナノテクノロジー部

Ⅷ. 業務完了の通知

2023年度の業務が完了したときは、中間報告書を2024年3月31日までに書面により発注者に通知すること。また、全ての業務が完了したときは、完了報告書を履行期限までに書面により発注者に通知すること。

Ⅸ. 情報の管理体制等

1. 情報の管理体制

(1) 受注者は、本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報取扱者名簿」(氏名、所属部署、役職、国籍等が記載されたもの)及び「情報管理体制図」(情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面)を契約前に提出し、発注者の同意を得ること。また、情報取扱者の個人住所、生年月日、パスポート番号を発注者から求められた場合は、速やかに提出すること。

なお、情報取扱者は、本業務の遂行のために最低限必要な範囲で設定すること。

(確保すべき履行体制)

契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等を行った一切の情報が、発注者が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

(2) 本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

(3) (1)の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、あらかじめ発注者へ届出を行い、同意を得ること。

2. 履行完了後の情報の取扱い

発注者が提供した資料又は発注者が指定した資料の取扱い(返却・削除等)については、発注者の指示に従うこと。

X. その他

1. 本業務で制作した納入物、撮影した動画、CG、アニメーション、シンボル画像等制作したものを含めた全ての動画等の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)及び所有権は発注者に帰属するものとし、受注者は著作物について著作権者人格権を行使しないものとする。

2. 第三者の著作物を使用する場合の著作権の取扱いは以下のとおり。
 - (1) 製作物に第三者が権利を有する既存著作物を使用する場合は、使用許諾条件を確認したうえで、無償かつ無制限に使用できるものを優先し、手続き等に必要な費用は受注者が負担すること。
 - (2) 製作物に第三者が権利を有する既存著作物が含まれる場合は、受注者は当該既存著作物使用に必要な費用負担及び無制限に使用できる使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は当該既存著作物の内容について事前に発注者の了承を得ること。

3. 納入後 1 年以内に納入物が仕様書等に適合しないものであること(以下「契約不適合」という。)が判明した場合は、発注者から契約不適合の連絡を受けてから 15 営業日以内に受注者の自己負担で契約不適合の修補又は履行追完を行い、再度発注者に納入すること。

4. 受注者の交通費、宿泊費、人件費、機材等調達費、運搬費等の本業務に係る諸経費全てを負担すること。

5. 発注者のシンボルマーク及び名称ロゴの使用に際しては、「NEDO デザインマニュアル」で規定する Adobe Illustrator 形式の電子データを使用すること。

6. 受注者は適格請求書発行事業者である場合、発注者に対し適格請求書を交付すること。

7. 仕様のない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。

8. 本業務は本仕様書及び受注者が入札時に提出した提案書に基づき実施すること。